

豊島区広報

No.211

10月号

昭和42年10月20日 東京都豊島区役所発行

東京都豊島区東池袋1-18-1 大代表(981) 1111

世帯と人口
 9月1日現在
 人口 338,948
 男 169,960
 女 168,988
 世帯数 130,741
 (住民登録による)



〔写真〕10月5日から始まった「東京をきれいにする週間」に、池袋東口前を清掃する地元の人たち。

みんなで築こう

「きれいな町にあかるい生活」

人間はだれでも、自分たちの生活環境がよごれているより、清潔であることを望んでいます。しかし私たちは無意識のうちによごしているようなことはいくつもある。玄関や庭はいつもきれいにしておく人でも外出したときは、タバコの吸がらや紙くずを投げ捨てたり、散歩につれ出した飼犬がフンをしたあと始末しなかったり、みにくいポスターをベタベタ貼ったり、このようなひとりひとりの不注意が生活環境をよごすものになっていきます。人間の生活によごれはつきものとはいえ、そのまま放っておくわけにはいきません。よごれるもとをちょっと注意しさえすれば、なくすことができます。私たちの町、東京をいつもきれいにしよう、お互いに心がけましょう。

愛と善意をさしのべよう

みんなが
 サンタになって



歳末助け合い運動に
 ご協力ください

11月10日～30日まで

豊島区では「歳末助け合い運動」が11月10日から30日まで行なわれることになりました。

この運動は、区と区内の協力団体を中心となって「歳末助け合い運動実施委員会」をつくり、区民みなさんのご協力を求めて募金活動を行なうものです。ことしも町会、婦人会などのお手をわずらわして各ご家庭に「歳末助け合い袋」をお配りします。不要品などを売ったお金を、助け合い募金として入れていただき、これに区費などを合わせて、区内の被生活保護世帯、福祉施設などの歳末見舞品を贈ることになっていきます。生活に恵まれない方々に愛と善意の手をさしのべましょう。

第10回 歳末助け合い展

11月17日～22日まで

豊島区美術家協会では、恒例の「歳末助け合い展」を開きます。多数ご来場のうえご協力ください。

ところ：西武百貨店 7階

展示即売品：絵画 彫刻 工芸 色紙
 似顔絵揮毫

手をあげている子は、あなたを信じてる

秋の全国交通安全運動 10月22日～31日

毎日のように新聞をにぎわしている痛ましい子どもの交通事故。朝、いつてらっしゃい」と送り出し、夕暮近く元気を顔をみるまで、お母さん方は心配のしどおし、まったく安心して子どもを学校へやることすらできない状態です。

ことしにはいつて9月末まで、都内の交通事故による子どもの死者はすでに一〇五人、負傷者は九一〇〇人もあり、まったく驚くべき数字です。

区では秋の全国交通安全運動の最大目標「子どもたちを交通事故から守ろう」をスローガンに、つぎのような運動を展開することになりました、運転者はもちろんのこと歩行者も交通安全ルールをしっかりと身につけ豊島区から交通事故を開放しましょう。



☆おかあさん！ 小さなお子さんのひとり歩きをさせないで……
車道や危険な場所ですぐ注意しましょう。

☆運転手さん！ ことは衝動的に動きまわります。いつでもとまれる用意と注意を……

☆みなさん！ 私たち自身がお手本となるような交通安全ルールを育て、かわいい幼い生命を守ってあげましょう。

臨時交通事故法律相談

不幸にも交通事故にあつて、示談の方法、損害賠償の手続きなどわからないときはご遠慮なくおいでください。

とき：10月25日

ところ：区庁舎1階相談室

受付：10月23日から、区民相談係へ（内線一七二）無料

相談員：弁護士

通学路の整備をすすめています

交通事故をなくすにはどうしたらよいか？—だれもが頭をかかえる問題です。

それは、歩行者、運転者が正しい交通規制を守ること（そのために安全教育・広報活動・取締りが行われる）と、事故が起らないように道路そのものの設備をすること（歩道橋・ガードレール・各種の標識による規制・信号機等）など、いろいろなことが考えられます。

とくに「児童を交通事故から守る」ことについて、区では各関係機関と協力してこの6月か

ら9月にかけて、通園通学路の徹底的な再検討を行いました。

そして調査の結果、区内の通学路を大巾に追加指定し、これらの道路につきのような保安設備を設けることになりました。

【通学路】今までの百九十二路線のうち十一路線を廃止し、新たに百二十路線を追加、三百一十路線になりました。

【通学路標識】二百二十本増やして九百九十一本に。

【通学路標識補助板】新しい試みとして通学路であることを示す補助板を約千枚設置。

【警戒標識】学校・幼稚園・保育所ありの標識三十本を増やして二百三本に。

【ガードレール】43年度分国庫補助予定分を含め約四千計設備【車道外道路】ガードレールのつけられない通学路は歩車道の区別用白線を四千計引く。

以上のほか、信号機・横断歩道・一時停止・速度制限など、危険な場所の状態に応じて適切な措置をとるとともに、都で設置した高南小学校用の歩道橋と同様のものが42年度中に5橋完成される予定となっています。

運動会開催

と き	と ころ
10月16日(日) 6:30～8:30時	区立北野小学校
10月20日(木) 6:18～8時	豊島区立大会
10月21日(金) 6:18～8:30時	区立高田中学校
10月22日(土) 6:18～8時	豊島区立大会

（各きんせひそけて下さい）

都電・トロリー・都バス

身体障害者の方
無料で乗れます

都では身体障害者の方などに對する優遇施策として、都電・都バス・トロリーバスを利用される方に共通無料乗車券を発行しています。

無料乗車券をうけられる人	もってくるもの
身体障害者 1級～4級	身体障害者手帳
精神薄弱者 1度～3度	愛の手帳
生活保護世帯員のうち1名	不
母子福祉年金受給世帯員のうち1名	国民年金証書
児童扶養手当受給世帯員のうち1名	児童扶養手当証書
戦傷病者 特別項症～第4項症	戦傷病者手帳
原爆被災者 認定患者	被爆者健康手帳

豊島区に居住する方、福祉事務所にそなえつけの申請書にそれぞれ手帳・証書および本人の写合一葉(3cm×4cm)をそえ(印鑑持参)申し出てください。お問合せと取扱場所 区福祉事務所(981) 1111 内線341

ことしも増額された 福祉年金



70才以上のお年寄り、重い身体障害者(一級障害)母子および準母子家庭に支給されている福祉年金の額が、来年の一月分からつぎのように引きあげられます。

老令福祉年金は月額百円、障害、母子、準母子の各福祉年金はそれぞれ三百円あがり、年金額はつぎのとおりになります。

老令福祉年金 一万九千二百円
障害福祉年金 二万円
母子福祉年金 二万四千円
準母子福祉年金 二万四千円

この福祉年金は、受ける資格ができて、本人や、配偶者、扶養者の前年中の所得が一定の額をこえていると、福祉年金は支給されなくなります。これを所得制限といいますが41年分の所得から、つぎのように制限額が改正されました。

① 本人の所得制限額 二十六万円
本人に中学校卒業前の子供や妹がある場合は、一人につき六万円が加算されます。

② 扶養義務者等の所得制限額
お世話をしている人の所得制限額ですが、その人の扶養親族数によってちがいます。

扶養親族数 制限額

- 0人 四万六、八三〇円
- 1人 五万六、五〇〇円
- 2人 五万九、八四四円
- 3人 六万四、一八八円
- 4人 七万〇、二五〇円
- 5人 七六万円

なお戦争公務にもとずいた公務扶助料等をもらっている人の併給限度額が、10月から十二万九千五百円に引き上げられます。

た。そのほかの公的年金は従来どおり二万四千円です。◎このように福祉年金が改善されましたが、まだ請求されていない方、くわしく知りたい方は国民年金給付係(内線三三五)へご相談下さい。

身体障害者手帳交付の範囲が広がりました

8月1日身体障害者福祉法が一部改正されつぎの方が身体障害者に加えられることになりました。

◎心臓機能障害者

心臓の機能障害により、家庭、社会での日常生活が非常に制限をうける方(一・二・四級に分ける)。

◎呼吸器機能障害者

呼吸器の機能障害等によって、

豊島区勤労青少年のつどい
鎌北湖・宮沢湖バスハイク
物見山・日和田山

とき 10月29日(日)前6時45分
豊島区公会堂前集合

ところ 鎌北湖と宮沢湖、周辺
健脚、普通の2コース

申込 10月23日~26日
先着順満員締切(無料)

受付 区社会教育課(内線415)

区民文化作品展

とき 11月1日~5日
ところ 区立青年館

出品部門 日本画 洋画 彫刻 漆
芸 染色 陶芸 写真 書 俳句 短歌
出品制限と規格

▽日本画・洋画 額入りで50号以下
額入りで50号以下

▽書 半折で仮巻

▽写真 4つ切台紙付、台紙は(38×43センチ)

▽彫刻・陶芸 1人でもてる物

▽俳句・短歌 短冊または色紙

搬入 26~27日 青年館へ
くわしくは 社会教育課成人係(内116)へ
応募資格は、区内在住者。

家庭、社会での日常生活が非常に制限をうける方(一・二・四級)。

手帳の交付を受けますと、いろいろな特典がありますので、これらに該当すると思われる方は、福祉事務所にお申し出ください。

指定医師(区内四か所)の診断を受けていただき都庁に申請書を送ります。なおくわしいことは、専門の身体障害者福祉司がご説明いたしますのでご遠慮なく相談ください。内線三四三

三 生業資金の貸付

この資金は、これから事業をはじめようとする方、現在事業をしているが他の金融機関から資金の融資を受けられないような方を対象にお貸しする資金です。

☆申込み受付期間

10月20日~31日まで

☆貸付金、制限額、期間

一世帯十五万円まで、5年以内(6か月据置を含む)

☆利率と返済方法

日歩1銭(据置の間無利子) 月賦返済

なお借受人の資格についてはいろいろな制限があります、申込みお問い合わせは厚生部福祉課 社会福祉係(内線三二六)へ。

消費者メモ③

わたし達日本人の主食としてお米は毎日かせないもの、この10月1日から値段があがりましたが配給の正しい受け方などこの機会に知識を深めましょう。配給米値段表(昭和42年10月1日改正)

配給量	品目	価格(10キログラムにつき)
1人1カ月 10キロまで 配給	内地米	1,410円
	徳用上米	1,180円
	徳用米	970円
希望配給	もち米(水稲)	1,705円
	もち米(陸稲)	1,630円

お米

○お米やさんの店頭には各品目の見本品が陳列されていますからごらんください
○お米やさんをとりにかえたい場合は、区役所の出張所で手続きをすれば簡単にできます。

＝ お米の注文の仕方＝

「内地米10キログラムください」とか「徳用上米20キログラムください」とかいうように、品目をはっきり言ひましょう。「おいしいお米をください」「いつものとおりください」というのは正しい注文の仕方ではありません。

販売整理票は必ず受取りましょう。

販売整理票

品名	数量	単価	金額
内地米	10	141	1410
徳用上米	10	118	1180
徳用米	10	97	970
合計			3560



お知らせ

土地区画整理審議会委員の選挙について

◎都市計画第13地区、第24地区復興土地区画整理審議会委員の任期が昭和42年2月14日で満了となったので、今回法の定めるところにより委員の選挙をつぎの日程で行いますから、権利者のご協力をお願いします。

10月20日 選挙人名簿縦覧開始
11月2日 終了
11月21日 確定公告
選挙すべき委員の数、公告
11月22日 立候補届の受付開始
12月1日 締切
12月5日 立候補者の氏名住所の公告、選挙場等の公告
12月15日 選挙期日(投票日)
選挙に關してご不明ご不審な点がありましたら
東京都北部区画整理事務所
電話(918)三五二二一三
までおたずねください。

◎11月22日(水)に投票が行われる土地区画整理審議会委員選挙(第10地区第2工区―池袋西口周辺・第31地区―巣鴨駅周辺・

第32地区(駒込駅周辺)の立候補届の受け付け期間等はつぎのとおりです。
受付期間
11月1日から10日まで
日曜祭日等も含み、毎日午前8時30分から午後5時迄

区役所3階、総務課・選挙係(届出用紙は受付にあります)
選挙場(11月22日選挙)
第10地区第2工区
芝浦区大付属高等学校
西池袋1-11-5

引揚者特別交付金を請求される方は
外地に生活の本拠が一年以上あったが終戦によって引き揚げた、という方に特別交付金が支給されます。
引揚者の終戦時の年令に應じ

第31地区
豊島区立仰高小学校
栗鴨2-18
第32地区
豊島区立駒込小学校
駒込6-811

「たばこ」は区内で買います!!
たばこ(箱20本)には約11円の消費税が含まれており、大切な区の財源となっています。
たばこのお求めはぜひ区内で。

私道の下水道工事に助成金ができます

水洗便所がつけられる公共下水道の普及地域(甲地区―豊島区の場合98.3%)で、私道に私設下水道を設けたい方に標準工費の75%以内の助成金ができます。
助成の条件は
1 私道の中が1.8メートル以上で延長20メートル以上あること。
2 都で定めた構造基準のもので、最高十六万円最低二万円が支給されますが、引揚前に死亡または引揚後死亡された方の遺族は七割相当額となります。なお請求される方に「請求案内」をさしあげます。くわしくは厚生部管理課厚生係内線二二二二―三二二へおたずねください。

3 その私設下水道に下水を流すもろが、10戸(アパートの各室を1戸とすることもある)以上あり、ただちにくみ取を、水洗式に改造すること。
なお助成金の割合は都が50パーセント、区が25パーセントです。
ご要望の場合は係員がいつでも説明にうかがいますから、下水道局西部管理事務所
助成係(362)四二八六へ

特別区民税・都民税の第三期分納期限は10月31日までです

下水道工事について
下水道局では昭和43年1月25日まで、つぎの地域で下水道工事を行っています。
[事中にはなにかと不便をおかけすることもあると思えますがよろしくご協力ください。]
[工事現場所]
環状6号線の舗道両側
要町1丁目、千早町1丁目
高松町1丁目付近。
なお工事についてのお問い合わせは
下水道局第三建設事務所
工事係(362)二二四一―二二へお願いします。

住みよい郷土は郵便貯金から

郵便貯金は国の財源として国民生活の向上に役立つもの、通常貯金積立貯金定期貯金定期貯金があり、安全有利で無税です。
ゆたかなくらしづくり
郵便局の簡易保険
信用が守り育てる5兆円、郵便局の簡易保険は広く国民の皆さんから親しまれております。

住居表示メロ最終回

前号でおたずねの住居番号についてですが家を新築したり出入り口をかえたようなときは、区役所に届けていただく、係員が調べて住居番号をお知らせします。

問(豊島区の実施状況は44.5%だそうですが、残りの地区はいつ行なわれますか)
答(面積にして、22.7kmの地区を行う予定で準備をすすめております。)

――おわりに――
いままで、新しい住居表示について皆さんの質問を中心に、ご説明してまいりましたが、だいたいおわかりいただけただけのことと思えます。

産業や経済の発展により、わたし達の生活も変わります。町には高速道路が走り、たくさんの方が活動しています。明るく住みよい、どなたが来られてもわかりやすいみんなの豊島区とするため、皆様のご協力をお願いします。 終り



11月10日から 転入・転出など届出の方法が変わります

さきの国会で、住民基本台帳法という法律が成立し、これによる新しい制度が本年11月10日から全国いっせいに実施され同時にいまの住民登録法は廃止されます。

◇新しい住民基本台帳制度とは

この制度は、いままで皆さんが住所を移されるたびにいろいろな届出をしなければならなかったご不便をなくしまた住民に関するいろいろな役所の台帳を住民基本台帳というものにまとめ、正確に記録し、選挙権など住民の権利を保障しようとするものです。

◇各種の届出書が一本化されます

住所を移されるときに同時に必要な国民健康保険の資格の取得や喪失の届、国民年金の住所変更の届、選挙人名簿登録の申出、お米の配給の異動申告は、転入届や転出届など一枚の届出書で、すべてすむことになりました。
従ってこれまでの届出書のひな型が変わることになります。
また小中学校に転入学をする届もい
らなくなります。

届出の種類	届出をしなければならないとき	届出の期間	届出をする人	届出の窓口
転入届	他の区市町村から豊島区に住所を移したとき	異動の あった 日から 14日以内	本人 または 世帯主	所管の 出張所
転居届	豊島区内で住所を移したとき			
世帯変更届	世帯または世帯主に変更があったとき			
転出届	豊島区から他の区市町村に住所を移すとき	住所を 移す前		

◇届出はこういふときに

届出書の種類は四つに分かれます。豊島区に新しく入ってきたときに必要な転入届、豊島区の中で住所を移したときに必要な転居届、住所が変わらなくても世帯を分けたり、世帯主が変わったときに必要な世帯変更届、それから豊島区から外へ住所を移すときに必要な転出届の四種類があります。

◇届出はいつまでに

転入届と転居届と世帯変更届は、それぞれ異動のあった日から十四日以内になければなりません。また転出届は、住所を移す前にしなければなりません。

◇届出をする人は

原則として本人が届出をしなければなりません。本人ができないときは世帯主が代って届出をしなければなりません。

◇届出をする窓口は

お住いの区域を担当する出張所の窓口で取り扱います。



届出をするときは

三つぎの書類と印鑑を三

◇ 転出届・転居届・世帯変更届をする

とき

○ お米の通帳

○ 国民健康保険に加入している人は

保険証

○ 国民年金に加入している人は

年金手帳

◇ 転入届をするとき

○ 転出証明書

○ お米の通帳

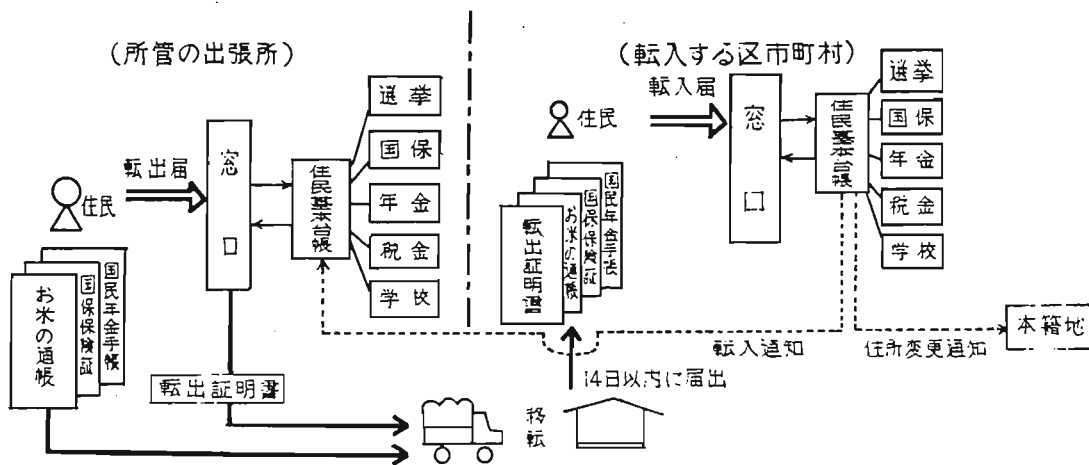
○ 国民健康保険に加入している世帯に

入る人は、その世帯の保険証

○ 国民年金に加入している人は

年金手帳

あなたが転出する場合



新しい制度に

みなさんの

ご協力を...

◇ 届出を必ず守ってください

区民のみなさんから正しい届出が行なわれませんと、折角の住民基本台帳も正確性を保つことができません。

台帳の記録が正確でなければ、住民の利便を増進するとか、役所の住民に関する事務を合理化するという新しい制度の本来の目的は達成されないわけです。

役所の方でも定期的に実態を調査することになっていますが、区民のみなさんのご理解とご協力をくれぐれもお願いします。

◇ 届出をしないときは

新しい制度による届出を怠って、住民基本台帳の記録からもれたりしますと、選挙権など住民としての権利行使することが保証されない場合があります。

また届出が遅れたり、届出をしなかったりした場合には、罰則が適用されますのでご注意ください。